

教育委員会提出議案

第36号議案

豊島区文化財の諮問について（文化財保護審議会への諮問）について
上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

豊島区教育委員会教育長 金子智雄

（説明）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第1の規定による諮問を行うため、本案を提出する。

※ 第23条 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して、答申する。

- 1 文化財の指定及びその指定の解除

（資料）

別添のとおり

豊島区文化財保護審議会への諮問（文化財の指定）について

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第1号による

2. 諮問事項

(1) 文化財の登録

①有形文化財（建造物）

榎本家店舗兼住宅および新座敷棟

1棟

3. 諮問理由

別紙「諮問書」（案）の通り

4 豊教庶発第 号
令和4年12月13日

豊島区文化財保護審議会 様

豊島区教育委員会

豊島区文化財の指定について（諮問）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第1号の規定により、下記の豊島区登録有形文化財について、同条例第5条にもとづく豊島区指定文化財とすることが適当であるか諮問致します。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 豊島区登録有形文化財（建造物）

榎本家店舗兼住宅および旧座敷棟

1棟

以上

【豊島区登録文化財】（文化財指定候補物件1）

1. 名称 榎本家店舗兼住宅および新座敷棟
2. 員数 1棟
3. 指定種別 豊島区指定有形文化財（建造物）
4. 所在地 豊島区西巢鴨3-19-2
5. 所有者 榎本泰吉 豊島区西巢鴨3-19-2
6. 指定基準 豊島区文化財登録・指定基準 第2 豊島区指定文化財「豊島区登録文化財のうち、区にとって特に重要なもの」
7. 指定理由 榎本家店舗兼住宅および新座敷棟は、令和4年3月25日に豊島区有形文化財に登録された。その後、同年8月から12月にかけて詳細な建造物調査を実施した結果、以下の知見を得ることができた。

登録時点では、店舗兼住宅部分の建築年代を明治後期と幅をもたせて推定した。表の構えの出し桁造りや、屋内の揚げ戸など、明治期やそれ以前に遡れる建築様式も残っており、四代目留吉の著書に明治40年（1907）に「現在の家の表側の部分を祖父が改築した」という、明治40年以前からの建物であることを期待させる記述もあったため、建築年代を絞り込むのが困難であった。今回の調査でも、明治40年以前の建築であることを示す和釘の使用痕などは発見できず、一方で、小屋組が折置組でなく京呂組となっており、明治39年に作られ始めたボルトで登り梁の補強板を固定していることが判明するなど、明治40年より前の築と考えることは難しい。

このように建築年代を遡ることが困難であることから、明治40年の“改築”を本建物の新築と解釈することができ、その場合、四代目留吉の妹の生年に建てられたという伝承とも一致することから、店舗兼住宅部分の建築年代は明治40年（1907）であると推定する。

また今回の調査で行った痕跡調査により、建築当初の様子がある程度復原できることも確認でき、保存・修理等の機会には、明治40年・昭和11年の状態に復原できる可能性を見出した。

榎本家店舗兼住宅と新座敷棟は、それぞれに建てられた年代の特徴をはっきりと表しており、それぞれの建物が丁寧に作られている。それら二つの建物が一つとなって組み合わせられて残っているのは非常に珍しい。

明治から昭和にかけての時代の特徴を一度に感じられる建物でもあり、建築当初の状態を復原することが可能であることから、豊島区にとって特に重要な文化財建造物と評価することができる。以上のことから、豊島区指定有形文化財として保存・活用していく必要がある。

8. 参考文献 伝統技法研究会『榎本家店舗兼住宅および新座敷棟調査報告書』2022
四代目榎本留吉『榎本の思い出』1981
豊島区立郷土資料館『2008年度企画展 一粒入魂！～日本の農業を支えた種子屋～』2008

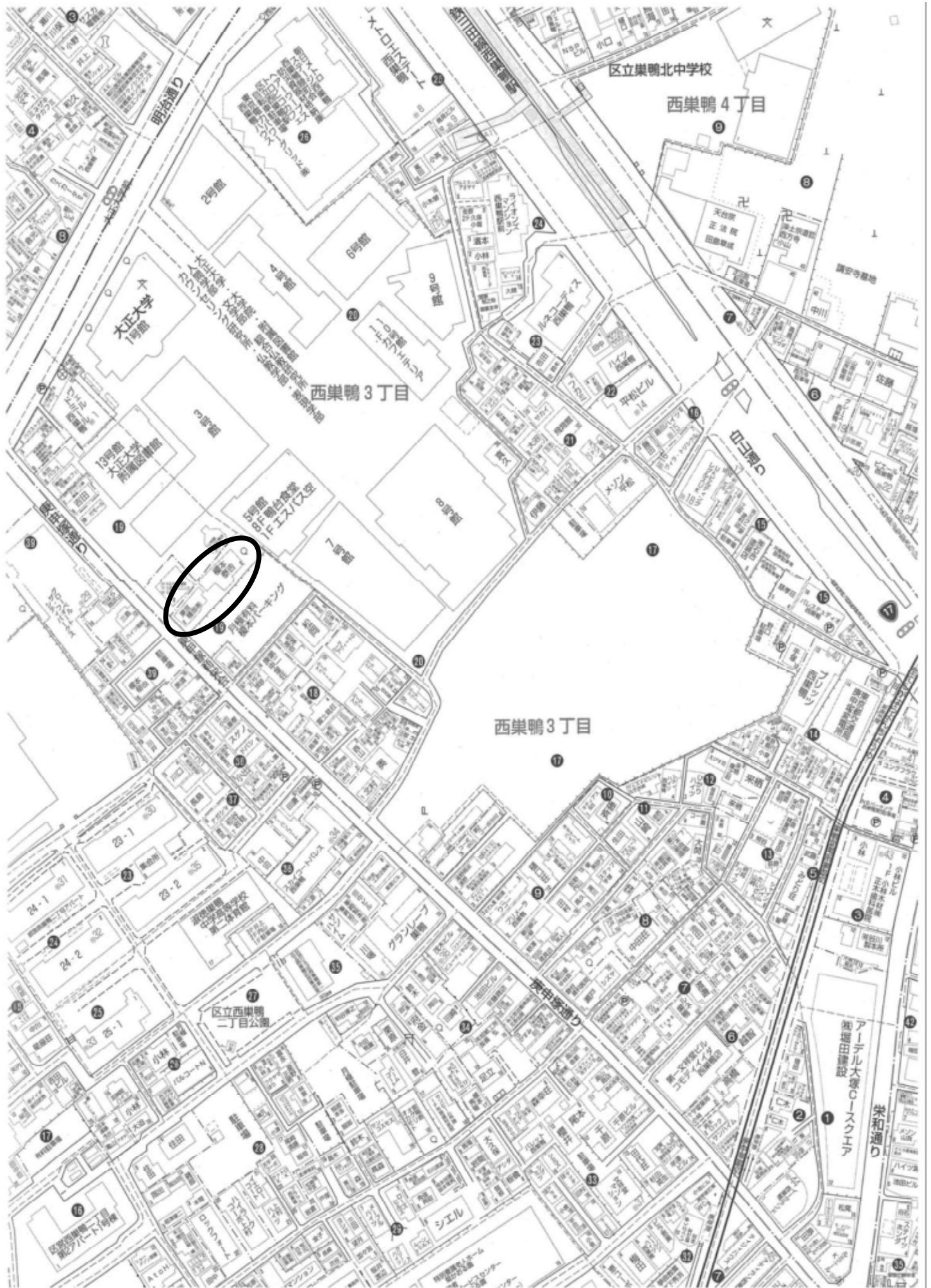
<参考> 榎本家店舗兼住宅および新座敷棟 登録理由（抄）

■ 登録基準 豊島区文化財登録・指定基準 第1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（1）建造物「ア 区の歴史又は地域的特色において重要なもの」に該当する。

■ 登録理由 榎本家住宅は旧中山道沿いに建つ店舗兼住宅棟と新座敷棟からなる。店舗兼住宅棟は店舗兼住宅部分が木造つし二階建て切妻造り、切落棧瓦葺きで、北側の住居部分は木造平屋建て寄棟造りで、店舗兼住宅部分と同じく切落棧瓦葺きである。外装は押縁下見板仕上げとなっているが現在は鉄板で覆われている。新座敷棟は廊下で店舗兼住宅棟の北にやや斜めに接合している。構造は木造二階建て、入母屋造り、引掛棧瓦葺き。外装は店舗兼住宅棟と同じく押縁下見板仕上げだが、主玄関脇の洋室部分のみモルタル仕上げとなっており、こちらも、傷みが激しい部分は鉄板で覆っている。

建築年代は、新座敷棟は四代留吉の結婚を機に建てられたもので、棟札の記載から、昭和11（1936）年に竣工したと考えられる。一方、店舗兼住宅棟は棟札や墨書、和釘の使用痕など建築年代の手がかりとなるものは現在のところ見つかっていない。しかしながら、昭和4年に土地相続のために作られた測量図面には描かれているほか、残された写真に写っている人物の没年から大正13（1924）年以前の建築であることは明らかで、四代留吉の妹の生まれた明治40（1907）年に建てられたという伝承もある。また、表の構えが出し桁造りである点や、屋内に揚げ戸が残っているなど、明治期やそれ以前に遡れる建築様式も残っているものの、明治後期に登場するボルトが使用されていることから、それより遡ることはできない。これらのことから、明治後期の建築と推定する。

榎本家店舗兼住宅および新座敷棟は、昭和20（1945）年4月13日に激しい空襲を受けた場所にあつて、奇跡的に焼失を免れた、豊島区内では数少ない戦前期の建築物であり、新座敷は、和風住宅に洋館が付属する、昭和初期の典型的な建物であるといえる。また、明治時代から昭和初期まで、多くの種子問屋が軒を連ねていた巣鴨から滝野川にかけての中山道は「種子屋通り」とも呼ばれており、店舗兼住宅棟はその時代を偲ばせる建物としても重要である。



区立巣鴨北中学校

西巣鴨4丁目

西巣鴨3丁目

西巣鴨3丁目

区立西巣鴨一丁目公園

アーデル大塚Cコースウェア
南堀田建設

栄和通り

大正大学

明通通り

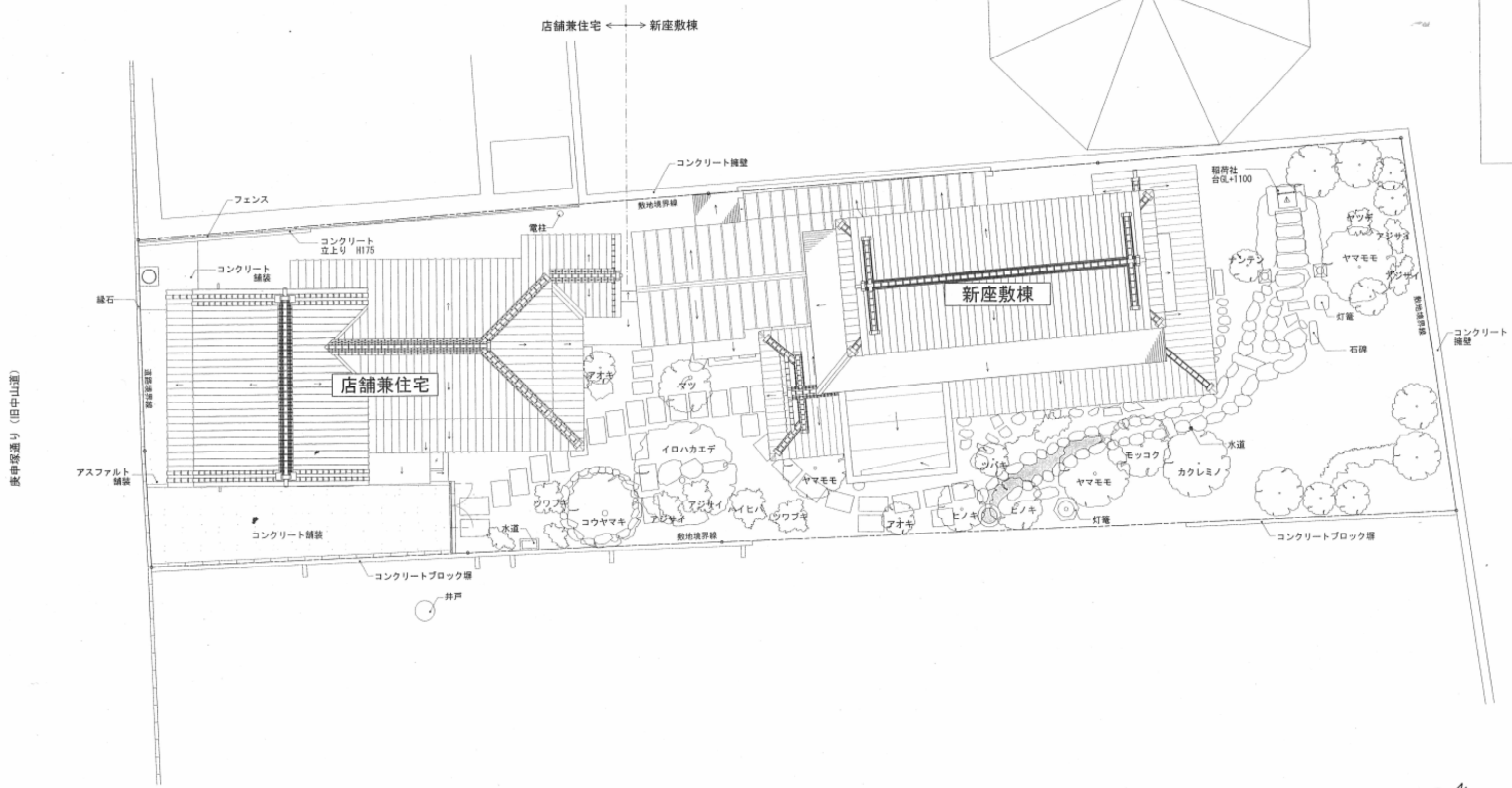
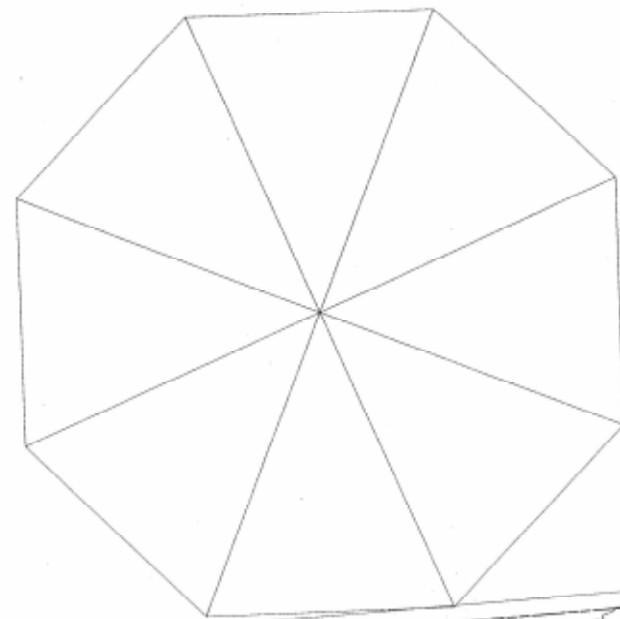
新田栄町通り

栗田通り

栗田通り

クラブル

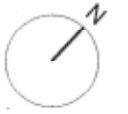
シエル



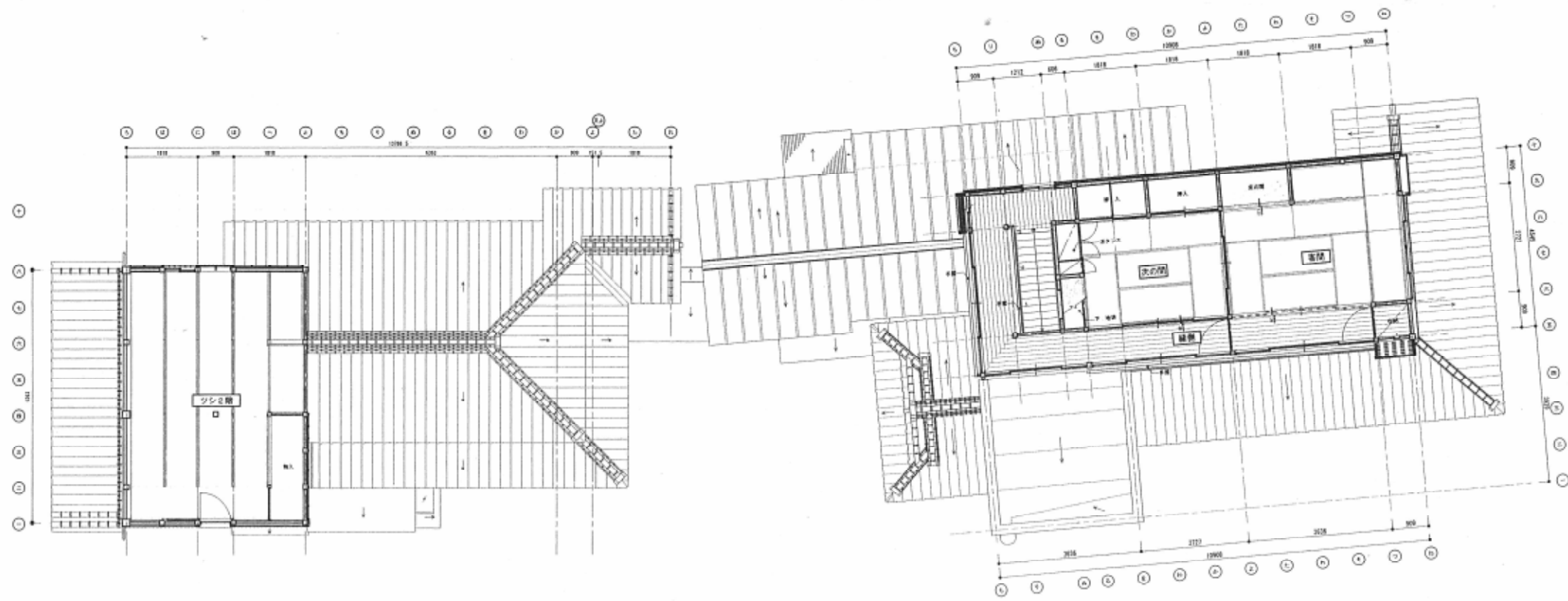
農中疎通り (旧中山道)

店舗兼住宅 ← → 新座敷棟

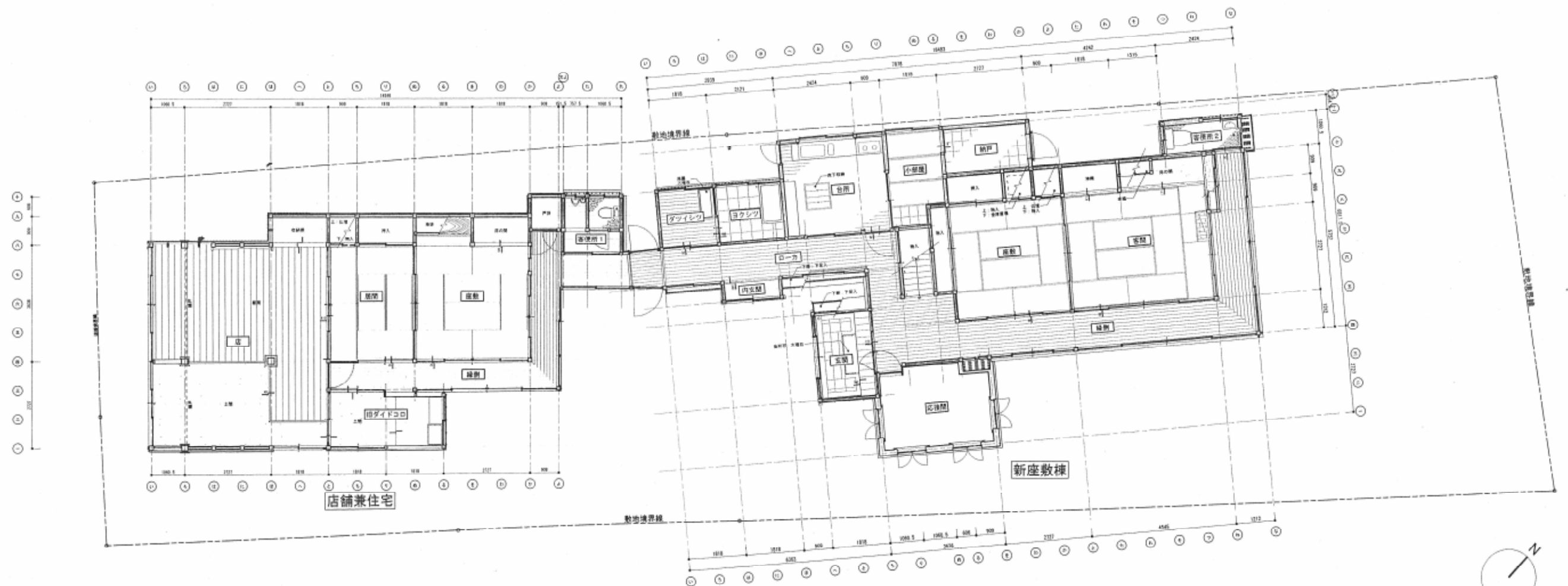
凡例
 - - - 数地境界線



棟本家店舗兼住宅および新座敷棟調査	Date: 2022.12.09	No
配置図	Scale: 1/100	77462
●● 協同組合 伝統技法研究会		



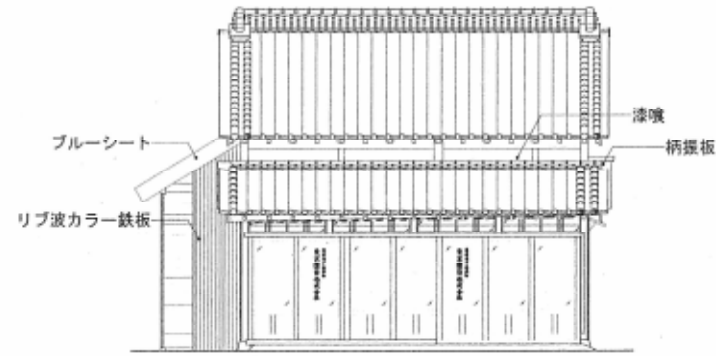
2階平面図 S=1/100



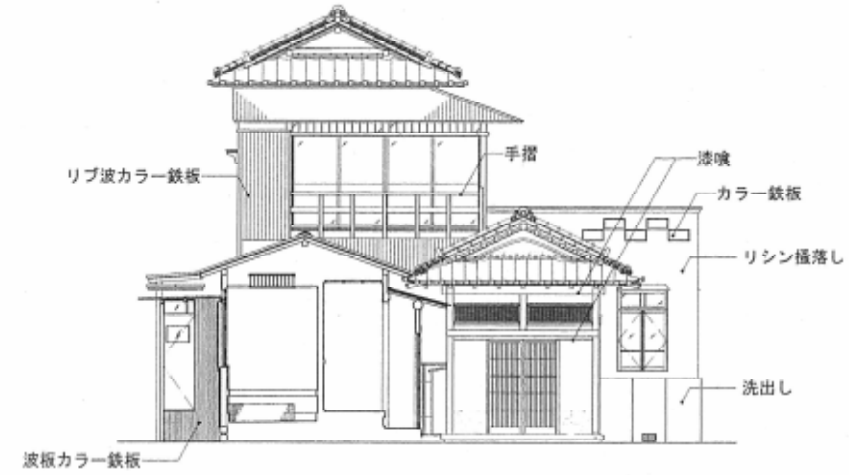
1階平面図 S=1/100



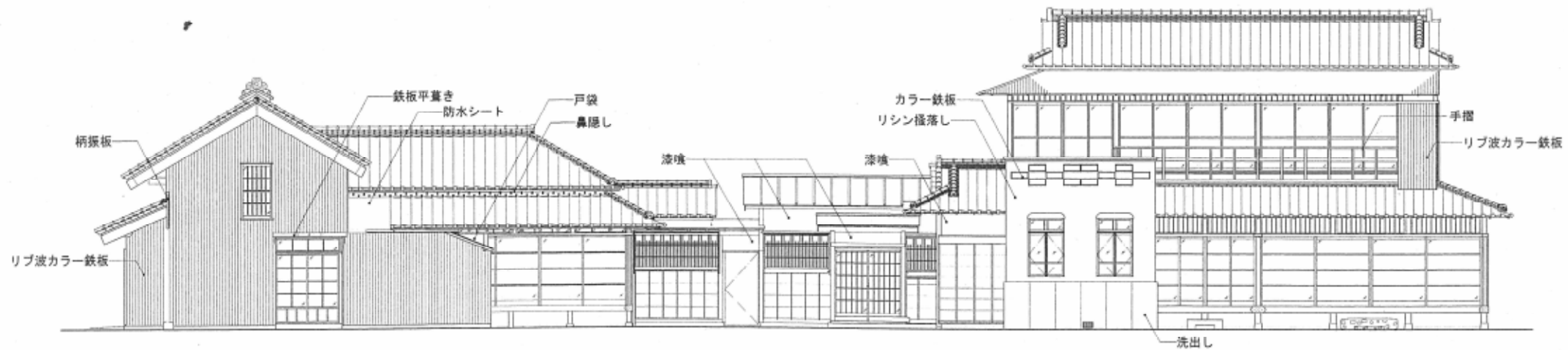
棟本家店舗兼住宅および新座敷棟調査 drg. Title 平面図	Date: 2022.12.09	No.
	Scale: 1/100 守屋	
	●● 協同組合 伝統技法研究会	



店舗兼住宅 西立面図



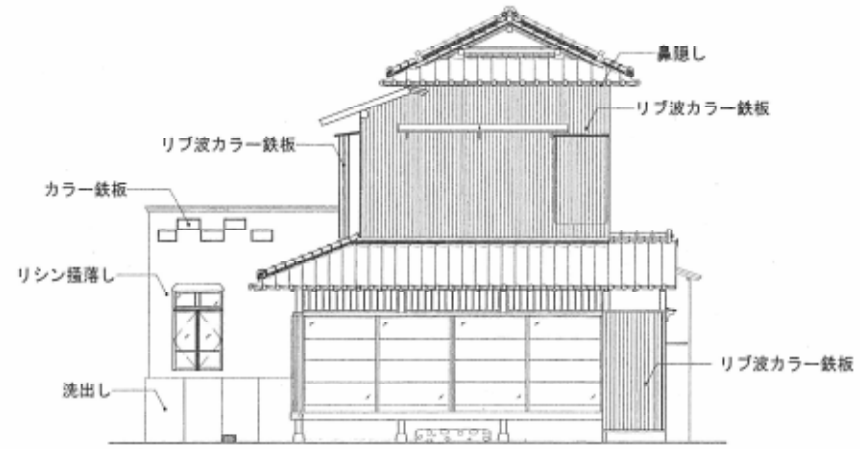
新座敷棟 西立面図



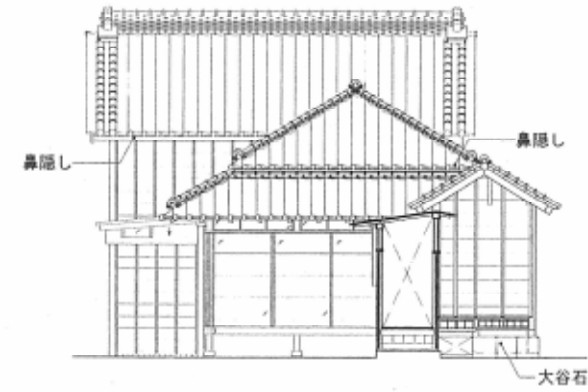
店舗兼住宅

新座敷棟

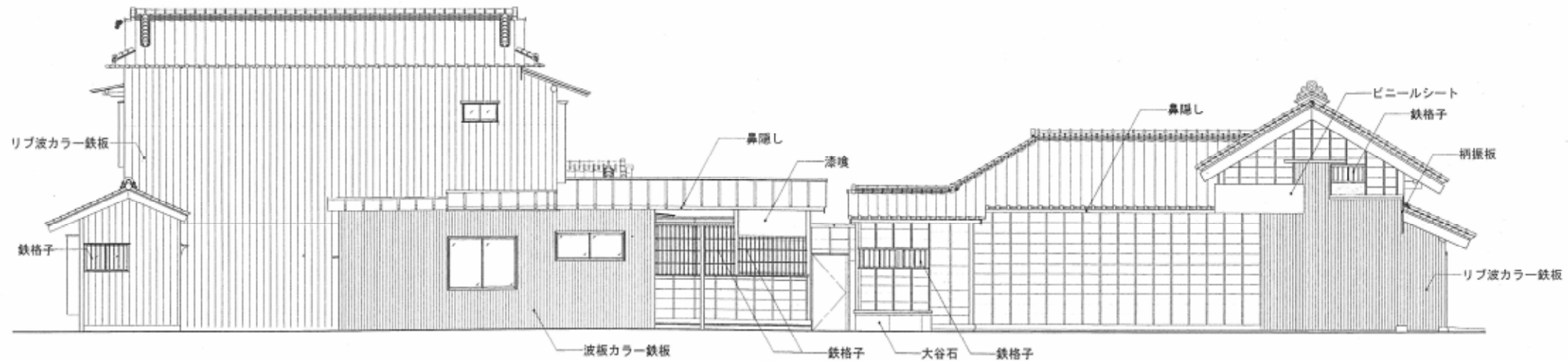
南立面図



新座敷棟 東立面図



店舗兼住宅 東立面図



新座敷棟

北立面図

店舗兼住宅



榎本家事務所棟 東南面



榎本家事務所棟 つし二階出桁造り



榎本家事務所棟 内部 揚げ戸



榎本家住宅主屋 南面 玄関



榎本家住宅主屋 東南面



榎本家住宅主屋 北面



榎本家住宅主屋 玄關脇洋館



榎本家住宅主屋 東側廊下



榎本家住宅主屋 主玄關 大理石